

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則

平成18年1月20日
環境省令第1号

(用語)

第1条 この省令において使用する用語は、動物の愛護及び管理に関する法律(以下「法」という。)において使用する用語の例による。

(登録の申請等)

第2条 法第10条第2項の動物取扱業の登録の申請は、様式第1による申請書を提出して行うものとする。

2 法第10条第2項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- 二 申請者(申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員)が法第12条第1項第1号から第5号までに該当しないことを示す書類
- 三 事業所ごとに置かれる動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第5号までに該当しないことを示す書類
- 四 次に掲げる設備等の配置を明らかにした飼養施設の平面図及び飼養施設の付近の見取図(飼養施設を設置し、又は設置しようとする者に限る。)
 - イ ケージ等(動物の飼養又は保管のために使用するおり、かご、水槽等の設備をいう。以下同じ。)
 - ロ 照明設備(営業時間が日中のみである等当該設備の必要のない飼養施設を除く。)
 - ハ 給水設備
 - ニ 排水設備
 - ホ 洗浄設備(飼養施設、設備、動物等を洗浄するための洗浄槽等をいう。以下同じ。)
 - ヘ 消毒設備(飼養施設、設備等を消毒するための消毒薬噴霧装置等

をいう。以下同じ。)

ト 汚物、残さ等の廃棄物の集積設備

チ 動物の死体の一時保管場所

リ 餌^{えさ}の保管設備

ヌ 清掃設備

ル 空調設備(屋外施設を除く。)

ヲ 遮光のため又は風雨を遮るための設備(ケージ等がすべて屋内にある等当該設備の必要のない場合を除く。)

ワ 訓練場(飼養施設において訓練を行う訓練業(動物の訓練を業として行うことをいう。)を営もうとする者に限る。)

3 都道府県知事は、申請者に対し、前項に規定するもののほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

4 法第10条第2項第7号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 営業の開始年月日
- 二 法人にあっては、役員の氏名及び住所
- 三 事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有する事実
- 四 事業所以外の場所において、顧客に対し適正な動物の飼養及び保管の方法等に係る重要事項を説明し、又は動物を取り扱う職員の氏名

5 都道府県知事は、法第10条第1項の登録をしたときは、申請者に対し様式第2による登録証を交付しなければならない。

6 動物取扱業者は、登録証を亡失し、若しくはその登録証が滅失したとき又は法第14条第2項の規定に基づく届出をしたときは、登録を受けた都道府県知事に申請をして、登録証の再交付を受けることができる。

7 前項の規定による登録証の再交付の申請は、様式第3による申請書を提出して行うものとする。

8 登録証の交付を受けた者は、その登録証を亡失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、

第6項の申請をした場合は、この限りでない。

9 登録証を有している者（第2号に掲げる場合にあっては、相続人、消滅した法人を代表する役員であった者又は破産管財人若しくは清算人）は、次に掲げる場合は、その日（登録を受けた者が死亡した場合にあっては、その事実を知った日）から起算して30日を経過する日までの間に、登録証をその交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

一 登録を取り消されたとき。

二 法第16条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

三 第6項の規定により登録証の再交付を受けた後において、亡失した登録証を発見し、又は回復したとき。

（登録の基準）

第3条 法第12条第1項の動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 事業所及び飼養施設の建物並びにこれらに係る土地について、事業の実施に必要な権原を有していること。

二 販売業（動物の販売を業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする者及び貸出業（動物の貸出しを業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする者にあっては、様式第1別記により事業の実施の方法を明らかにした書類の記載内容が、第8条第1号から第7号までに定める内容に適合していること。

三 事業所ごとに、1名以上の常勤の職員が当該事業所に専属の動物取扱責任者として配置されていること。

四 事業所ごとに、顧客に対し適正な動物の飼養及び保管の方法等に係る重要事項を説明し、又は動物を取り扱う職員として、次に掲げる要件のいずれかに該当する者が配置されていること。

イ 営もうとする動物取扱業の種別ごとに別表下欄に定める種別に係る半年間以上の実務経験があること。

ロ 営もうとする動物取扱業の種別に係る知識及び技術について1年間以上教育する学校その他の教育機関を卒業していること。

ハ 公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、営もうとする動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得していることの証明を得ていること。

五 事業所以外の場所において、顧客に対し適正な動物の飼養及び保管の方法等に係る重要事項を説明し、又は動物を取り扱う職員は、前号イからハまでに掲げる要件のいずれかに該当する者であること。

六 事業の内容及び実施の方法にかんがみ事業に供する動物の適正な取扱いのために必要な飼養施設を有し、又は営業の開始までにこれを設置する見込みがあること。

2 法第12条第1項の環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準は、次に掲げるものとする。

一 飼養施設は、前条第2項第4号イからワまでに掲げる設備等を備えていること。

二 ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が侵入するおそれがある場合にあっては、その侵入を防止できる構造であること。

三 床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造であること。

四 飼養又は保管をする動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、その逸走を防止することができる構造及び強度であること。

五 飼養施設及びこれに備える設備等は、事業の実施に必要な規模であること。

六 飼養施設は、動物の飼養又は保管に係る作業の実施に必要な空間を確保していること。

七 飼養施設に備えるケージ等は、次に掲げるとおりであること。

イ 耐水性がないため洗浄が容易でない等衛生管理上支障がある材質を用いていないこと。

ロ 底面は、ふん尿等が漏えいしない構造であること。

ハ 側面又は天井は、常時、通気が確保され、かつ、ケージ等の内部を外部から見通すことのできる構造であること。ただし、当該飼養又は保管に係る動物が傷病動物である等特別の事情がある場合には、

この限りでない。

二 飼養施設の床等に確実に固定する等、衝撃による転倒を防止するための措置が講じられていること。

ホ 動物によって容易に損壊されない構造及び強度であること。

八 構造及び規模が取り扱う動物の種類及び数にかんがみ著しく不適切なものでないこと。

(登録の更新)

第4条 法第13条第1項の規定による登録の更新の申請は、当該登録の有効期間が満了する日の2月前から有効期間が満了する日までの間(以下この条において「更新期間」という。)に、様式第4による申請書を提出して行うものとする。

2 2以上の動物取扱業の登録を受けている者であって、当該2以上の登録のうち前項の規定により登録の更新を申請することができるもの(次項において「更新期間内登録」という。)の登録の更新を申請するものは、前項の規定にかかわらず、他の動物取扱業の登録に係る更新期間前の更新の申請を同時にすることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定により更新期間前の登録の更新の申請があった場合には、当該登録の更新をすることができる。この場合において、更新期間前に登録の更新がされた動物取扱業の登録の有効期間は、更新期間内登録が更新された場合における当該更新期間内登録の有効期間の起算日から起算するものとする。

4 第2条第5項から第9項までの規定は、法第13条第2項の登録の更新について準用する。

(変更の届出)

第5条 法第14条第1項の届出は、法第10条第2項第4号に掲げる事項を変更しようとする場合にあっては様式第5による届出書を、飼養施設を設置しようとする場合にあっては様式第6による届出書を提出して行うものとする。

2 法第14条第1項の環境省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 販売業者(登録を受けて販売業を営む者をいう。以下同じ。)又は貸出業者(登録を受けて貸出業を営む者をいう。以下同じ。)が法第10条第2項第4号に掲げる事項を変更しようとする場合 様式第1別記により変更後の業務の実施の方法を明らかにした書類
 - 二 飼養施設を設置しようとする場合 第2条第2項第4号に規定する書類
- 3 法第14条第2項の規定による届出は、様式第7による届出書を提出して行うものとする。
- 4 法第14条第2項の環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
- 一 飼養施設の規模の増大であって、その増大に係る部分の床面積が、法第10条第1項の登録を受けたとき(法第14条第1項又は第2項の規定による届出をしたときにあつては、その届出をしたとき。この号及び次号において同じ。)から通算して、法第10条第1項の登録を受けたときの延べ床面積の30パーセント未満であるもの
 - 二 ケージ等、洗浄設備、消毒設備、汚物、残さ等の廃棄物の集積設備、動物の死体の一時保管場所、餌の保管設備、清掃設備、空調設備及び訓練場に係る変更であつて、次に掲げる事項に係る部分の床面積が、法第10条第1項の登録を受けたときから通算して、当該設備等を備える飼養施設の延べ床面積の30パーセント未満であるもの
 - イ 設備等の増設
 - ロ 設備等の配置の変更
- 三 照明設備又は遮光のため若しくは風雨を遮るための設備の増設及び配置の変更
- 四 第2条第2項第4号に掲げる設備等に係る変更であつて、現在の設備等と同等以上の機能を有する設備等への改設であるもの
- 五 飼養施設の管理の方法の変更
- 5 法第14条第2項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
- 一 法人である場合であつて、名称、住所又は代表者の氏名に変更があつた場合 第2条第2項第1号に規定する書類

二 法第 10 条第 2 項第 3 号に掲げる事項に変更があった場合 第 2 条第 2 項第 3 号に規定する書類

三 法第 10 条第 2 項第 6 号イ又はロに掲げる事項に変更があった場合 第 2 条第 2 項第 4 号に規定する書類

四 法人である場合であって、役員に変更があった場合 第 2 条第 2 項第 2 号に規定する書類

6 都道府県知事は、法第 14 条第 1 項及び第 2 項に基づく変更の届出をした者に対し、前項の書類のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

(廃業等の届出)

第 6 条 法第 16 条第 1 項の届出は、様式第 8 による届出書を提出して行うものとする。この場合において、有効期間内にある登録に係る登録証を有している場合は、これを添付しなければならない。

(標識の掲示)

第 7 条 法第 18 条の標識の掲示は、様式第 9 により、次に掲げる事項を記載した標識を、事業所における顧客の出入口から見やすい位置に掲示する方法により行うものとする。ただし、事業所以外の場所で営業をする場合にあつては、併せて、様式第 10 により第 1 号から第 5 号までに掲げる事項を記載した識別章を、顧客と接するすべての職員について、その胸部等顧客から見やすい位置に掲示する方法により行うものとする。

一 動物取扱業者の氏名（法人にあつては名称）

二 事業所の名称及び所在地

三 登録に係る動物取扱業の種別

四 登録番号

五 登録の年月日及び有効期間の末日

六 動物取扱責任者の氏名

(遵守基準)

第 8 条 法第 21 条第 1 項の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 販売業者にあつては、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌

を自力で食べることができるようになった動物（哺乳類に属する動物に限る。）を販売に供すること。

二 販売業者及び貸出業者にあつては、飼養環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わった動物を販売又は貸出しに供すること。

三 販売業者及び貸出業者にあつては、2 日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察し、健康上の問題があることが認められなかった動物を販売又は貸出しに供すること。

四 販売業者にあつては、販売をしようとする動物について、その生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たって、あらかじめ、次に掲げる当該動物の特性及び状態に関する情報を顧客に対して文書（電磁的記録を含む。）を交付して説明するとともに、当該文書を受領したことについて顧客に署名等による確認を行わせること。ただし、動物取扱業者を相手方として販売をする場合にあつては、口から又までに掲げる情報については、必要に応じて説明すれば足りるものとする。

イ 品種等の名称

ロ 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報

ハ 平均寿命その他の飼養期間に係る情報

ニ 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模

ホ 適切な給餌^じ及び給水の方法

ヘ 適切な運動及び休養の方法

ト 主な人と動物の共通感染症その他当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法

チ 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）

リ チに掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置（不妊若しくは去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。）

ヌ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容

ル 性別の判定結果

ヲ 生年月日（輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあつては、推定される生年月日及び輸入年月日等）

ワ 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）

カ 生産地等

ヨ 所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）

タ 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等

レ 当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況（哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によっても知ることが困難であるものを除く。）

ソ イからレまでに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

五 販売業者にあつては、契約に当たって、飼養又は保管をしている間に疾病等の治療、ワクチンの接種等を行った動物について、獣医師が発行した疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書を顧客に交付すること。また、当該動物の仕入先から受け取った疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書がある場合には、これも併せて交付すること。

六 貸出業者にあつては、貸出しをしようとする動物の生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たって、あらかじめ、次に掲げるその動物の特性及び状態に関する情報を提供すること。

イ 品種等の名称

ロ 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模

ハ 適切な給餌及び給水の方法

ニ 適切な運動及び休養の方法

ホ 主な人と動物の共通感染症その他当該動物がかかるおそれの高い

疾病の種類及びその予防方法

ヘ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容

ト 性別の判定結果

チ 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）

リ 当該動物のワクチンの接種状況

ヌ イからリまでに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

七 第4号に掲げる販売に係る契約時の説明及び顧客による確認並びに第6号に掲げる貸出しに係る契約時の情報提供の実施状況について、様式第11により記録した台帳を調製し、これを5年間保管すること。

八 前各号に掲げるもののほか、動物の管理の方法等に関し環境大臣が定める細目を遵守すること。

（動物取扱責任者の選任）

第9条 法第22条第1項の動物取扱責任者は、次の要件を満たす職員のうちから選任するものとする。

一 第3条第1項第4号イからハまでに掲げる要件のいずれかに該当すること。

二 事業所の動物取扱責任者以外のすべての職員に対し、動物取扱責任者研修において得た知識及び技術に関する指導を行う能力を有すること。

（動物取扱責任者研修）

第10条 都道府県知事は、動物取扱責任者研修を開催する場合には、あらかじめ、日時、場所等を登録している動物取扱業者に通知するものとする。

2 前項の規定による開催の通知を受けた動物取扱業者は、通知の内容を選任したすべての動物取扱責任者に対して遅滞なく連絡しなければならない。

3 動物取扱業者は、選任したすべての動物取扱責任者に、当該登録に係る都道府県知事の開催する動物取扱責任者研修を次に定めるところによ

り受けさせなければならない。ただし、都道府県知事が別に定める場合にあっては、当該都道府県知事が指定した他の都道府県知事が開催する動物取扱責任者研修を受けさせることをもってこれに代えることができる。

- 一 1年に1回以上受けさせること。
- 二 1回当たり3時間以上受けさせること。
- 三 次に掲げる項目について受けさせること。
 - イ 動物の愛護及び管理に関する法令（条例を含む。）
 - ロ 飼養施設の管理に関する方法
 - ハ 動物の管理に関する方法
 - ニ イから八までに掲げるもののほか、動物取扱業の業務の実施に関すること。

（動物取扱業に係る立入検査の身分証明書）

第11条 法第24条第2項の証明書の様式は、様式第12のとおりとする。
（周辺の生活環境が損なわれている事態）

第12条 法第25条第1項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当するものが周辺地域の住民（以下「周辺住民」という。）の日常生活に著しい支障を及ぼしていると認められる事態であって、かつ、当該支障が、複数の周辺住民からの都道府県知事に対する苦情の申出等により、周辺住民の間で共通の認識となっていると認められる事態とする。

- 一 動物の飼養又は保管に伴い頻繁に発生する動物の鳴き声その他の音
- 二 動物の飼養又は保管に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により発生する臭気
- 三 動物の飼養施設の敷地外に飛散する動物の毛又は羽毛
- 四 動物の飼養又は保管により発生する多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物

（飼養又は保管の許可を要しない場合）

第13条 法第26条第1項の環境省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

- 一 診療施設（獣医療法（平成4年法律第46号）第2条第2項に規定する診療施設をいう。）において獣医師が診療のために特定動物の飼養又は保管をする場合
- 二 非常災害に対する必要な応急措置としての行為に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合
- 三 警察法（昭和29年法律第162号）第2条第1項に規定する警察の責務として特定動物の飼養又は保管をする場合
- 四 家畜防疫官が狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第7条、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第40条若しくは第45条又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第55条に基づく動物検疫所の業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合
- 五 検疫所職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第56条の2に基づく検疫所の業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合
- 六 税関職員が関税法（昭和29年法律第61号）第70条に基づく税関の業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合
- 七 地方公共団体の職員が法の規定に基づく業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合
- 八 国又は地方公共団体の職員が絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）の規定に基づく業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合
- 九 国又は地方公共団体の職員が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定に基づく業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合
- 十 法第26条第1項の許可を受けた者が、当該許可に係る都道府県知事が管轄する区域の外において、3日を超えない期間、当該許可に係る特定飼養施設により特定動物の飼養又は保管をする場合（当該飼養又は保管を行う場所を管轄する都道府県知事に、飼養又は保管を開始する3日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1

条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)前までに様式第 13 によりその旨を通知したものに限る。)

十一 法第 26 条第 1 項の許可を受けた者が死亡し、又は解散に至った場合で、相続人又は破産管財人若しくは清算人が、死亡し、又は解散に至った日から 60 日を超えない範囲内で、当該許可に係る特定動物の飼養又は保管をする場合

十二 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の際現に同法による改正前の動物の愛護及び管理に関する法律第 16 条の規定に基づく条例の規定により届出をして法第 26 条第 1 項に規定する特定動物の飼養又は保管を行っている者が、改正法の施行の日から 1 年間(当該期間内に同項の許可に係る申請について不許可の処分があったときは、当該処分のあった日までの間)引き続き当該特定動物の飼養又は保管をする場合(その者がその期間内に当該許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も同様とする。)

(許可の有効期間)

第 14 条 法第 26 条第 1 項の許可の有効期間は、特定動物の種類に応じ、5 年を超えない範囲内で都道府県知事が定めるものとする。

(飼養又は保管の許可の申請)

第 15 条 法第 26 条第 2 項の許可の申請は、特定飼養施設の所在地ごとに様式第 14 による申請書を提出して行うものとする。

2 法第 26 条第 2 項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 特定飼養施設の構造及び規模を示す図面、特定飼養施設の写真並びに特定飼養施設の付近の見取図
- 二 申請者(申請者が法人である場合にあつては、その法人及びその法人の役員)が法第 27 条第 1 項第 2 号のイから八までに該当しないことを説明する書類
- 三 申請に係る特定動物に既に第 20 条第 3 号に定める措置が講じられている場合にあつては、当該措置の内容ごとに次に定める書類

イ マイクロチップ(国際標準化機構が定めた規格第 11784 号及び第 11785 号に適合するものに限る。以下同じ。)による場合 獣医師又は行政機関が発行した当該マイクロチップの識別番号に係る証明書

ロ 脚環による場合(鳥綱に属する動物に限る。) 当該脚環の識別番号に係る証明書及び装着状況を撮影した写真

3 都道府県知事は、申請者に対し、前項に規定するもののほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

4 法第 26 条第 2 項第 7 号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 申請に係る特定動物の飼養又は保管を既に行っている場合における当該特定動物の数及び当該特定動物に係る第 20 条第 3 号に規定する措置の内容に係る情報
- 二 法人にあつては、役員の氏名及び住所
- 三 特定動物の主な取扱者

5 都道府県知事は、法第 26 条第 1 項の許可をしたときは、申請者に対し様式第 15 による許可証を交付しなければならない。

6 特定動物飼養者は、許可証を亡失し、若しくはその許可証が滅失したとき又は法第 28 条第 3 項の規定に基づく届出をしたときは、当該許可に係る都道府県知事に申請をして、許可証の再交付を受けることができる。

7 前項の規定による許可証の再交付の申請は、様式第 16 による申請書を提出して行うものとする。

8 許可証の交付を受けた者は、その許可証を亡失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第 6 項の申請をした場合は、この限りでない。

9 許可証を有している者(第 2 号に掲げる事由が発生した場合にあつては、相続人、消滅した法人を代表する役員であつた者又は破産管財人若しくは清算人)は、次に掲げる事由が発生した場合は、その事由が発生した日(許可を受けた者が死亡した場合にあつては、その事実を知った日)から起算して 60 日を経過する日までの間に、許可証をその交付を受

けた都道府県知事に返納しなければならない。

- 一 許可を取り消されたとき。
- 二 許可を受けた者が死亡し、合併し、若しくは分割し（その許可を受けた者の地位が承継されなかった場合に限る。）、又は解散したとき。
- 三 第6項の規定により許可証の再交付を受けた後において、亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。

（飼養又は保管の廃止の届出）

第16条 特定動物飼養者は、第14条の許可の有効期間が満了する前に特定動物の飼養又は保管をやめたときは、様式第17により、許可を受けた都道府県知事にその旨を届け出ることができる。この場合において、有効期間内にある許可に係る許可証を有している場合は、これを添付しなければならない。

2 前項の届出があった場合には、当該届出に係る許可は、都道府県知事が当該届出を受理した日に、その効力を失う。

（許可の基準）

第17条 法第27条第1項第1号の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 特定飼養施設の構造及び規模が次のとおりであること。
 - イ 特定動物の種類に応じ、その逸走を防止できる構造及び強度であること。
 - ロ 申請に係る特定動物の取扱者以外の者が容易に当該特定動物に触れるおそれがない構造及び規模であること。ただし、動物の生態、生息環境等に関する情報の提供により、観覧者の動物に関する知識を深めることを目的として展示している特定動物であって、観覧者等の安全性が確保されているものとして都道府県知事が認めた場合にあってはこの限りでない。
- ハ イ及びロに定めるもののほか、特定動物の種類ごとに環境大臣が定める特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目を満たしていること。ただし、動物の生態、生息環境等に関する情報の提供により、観覧者の動物に関する知識を深めることを目的として展示し

ている特定動物であって、観覧者等の安全性が確保されているものとして都道府県知事が認めた場合にあってはこの限りでない。

二 特定動物の飼養又は保管の方法が、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止する上で不相当と認められないこと。

（変更の許可）

第18条 法第28条第1項の変更の許可の申請は、様式第18による申請書を都道府県知事に提出して行うものとする。

2 法第26条第2項第4号又は第5号に掲げる事項を変更しようとする場合にあっては、前項の申請書に、変更後の特定飼養施設の構造及び規模を示す図面、特定飼養施設の写真並びに特定飼養施設の付近の見取図を添付するものとする。

3 都道府県知事は、申請者に対し、前項に規定するもののほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

4 第15条第5項から第9項までの規定は、法第28条第1項の変更の許可について準用する。

（変更の届出）

第19条 法第28条第3項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法人にあっては、役員の氏名及び住所
- 二 特定動物の主な取扱者

2 法第28条第3項の届出は、様式第19による届出書を提出して行うものとする。

（飼養又は保管の方法）

第20条 法第31条の環境省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 特定飼養施設の点検を定期的に行うこと。
- 二 特定動物の飼養又は保管の状況を定期的確認すること。
- 三 特定動物の飼養又は保管を開始したときは、特定動物の種類ごとに、当該特定動物について、法第26条第1項の許可を受けていることを明らかにするためのマイクロチップ又は脚環の装着その他の環境大臣が定める措置を講じ、様式第20により当該措置内容を都道府県知事に届

け出ること（既に当該措置が講じられている場合を除く。）。ただし、改正法附則第5条第1項の規定により引き続き特定動物の飼養又は保管を行うことができる場合においては、同条第3項の規定にかかわらず、この限りでない。

四 前各号に掲げるもののほか、環境大臣が定める飼養又は保管の方法によること。

（特定動物に係る立入検査の身分証明書）

第21条 法第33条第2項において準用する法第24条第2項の証明書の様式は、様式第21のとおりとする。

（申請書及び届出書の提出部数）

第22条 法及びこの省令の規定による申請又は届出は、申請書又は届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。

附 則

（施行期日）

第1条 この省令は、改正法の施行の日（平成18年6月1日）から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第2条 動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第390号）附則第2条の規定による許可の申請及び許可については、この省令による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第15条及び第17条の規定の例による。

（法の経過措置が適用されない場合）

第3条 改正法附則第5条第2項の環境省令で定める場合は、改正法による改正後の法第26条第2項第2号又は第4号から第6号までに掲げる事項を変更する場合とする。

（動物取扱業者に係る飼養施設の構造及び動物の管理の方法等に関する基準の廃止）

第4条 動物取扱業者に係る飼養施設の構造及び動物の管理の方法等に関する基準（平成12年総理府令第73号）は、廃止する。

別表（第3条第1項関係）

動物取扱業の種別	実務経験があることと認められる関連種別
販売（飼養施設を有して営むもの）	販売（飼養施設を有して営むものに限る。）及び貸出し
販売（飼養施設を有せずに営むもの）	販売及び貸出し
保管（飼養施設を有して営むもの）	販売（飼養施設を有して営むものに限る。）、保管（飼養施設を有して営むものに限る。）、貸出し、訓練（飼養施設を有して営むものに限る。）及び展示
保管（飼養施設を有せずに営むもの）	販売、保管、貸出し、訓練及び展示
貸出し	販売（飼養施設を有して営むものに限る。）及び貸出し
訓練（飼養施設を有して営むもの）	訓練（飼養施設を有して営むものに限る。）
訓練（飼養施設を有せずに営むもの）	訓練
展示	展示

(表面)

様式第 1 (第 2 条第 1 項関係)

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長

申請者 氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒
電話番号

動 物 取 扱 業 登 録 申 請 書

動物の愛護及び管理に関する法律第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり動物取扱業の登録の申請をします。

記

1	事業所の名称			
2	事業所の所在地	電話番号		
3	動物取扱責任者	(1)氏名		
	(2)要件	実務経験(年、経験場所：) 教 育(教育機関等：) 資 格(団体等：)		
4	動物取扱業の種別	販売 / 保管 / 貸出し / 訓練 / 展示 (飼養施設の有無： 有 無)		
5	業務内容及び実施の方法	(1)業務の具体的内容		
		(2)実施の方法 別記のとおり(販売及び貸出しの場合に限る。)		
6	主として取り扱う動物の種類及び数	(1)哺乳類		
		(2)鳥 類		
		(3)爬虫類		
7	飼養施設 (施設を有する場合)	(1)所 在 地		
		(2)構 造	建築構造 木造 / 木造モルタル造 / 鉄骨鉄筋コンクリート造 / 鉄筋コンクリート造 / コンクリートブロック造 その他()	
			延床面積	m ²
			敷地面積	m ²
		材 質	床 面	
			壁 面	
		規 模	設備の種類 ケージ等(個) 照明設備 / 給水設備 / 排水設備 / 洗浄設備 / 消毒設備 / 廃棄物の集積設備 / 動物の死体の一時保管場所 / 餌の保管設備 / 清掃設備 / 空調設備 / 遮光等の設備 / 訓練場	
(3)管理の方法				
8	営業の開始年月日	年 月 日 (これまでの営業年数： 年)		

(裏面)

9 権原の有無	事業所	有	無
	飼養施設	有	無
10 事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員(事業所の外で業務を行う場合)	(1)氏名		
	(2)要件	実務経験(年、経験場所：) 教育(教育機関等：) 資格(団体等：)	
11 事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員	(1)氏名		
	(2)要件	実務経験(年、経験場所：) 教育(教育機関等：) 資格(団体等：)	
12 添付書類	登記事項証明書 / 申請者が法第12条第1項第1号から第5号までに該当しないことを示す書類 / 動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第5号までに該当しないことを示す書類 / 業務の実施の方法 / 飼養施設の平面図 / 飼養施設の付近の見取図 / 役員の氏名及び住所 / その他()		
13 備考			

備考

- 1 「3(2)要件」欄には、要件を満たす具体的な内容(教育機関及び専攻コースの名称、資格名等)を記入すること。
- 2 「5(1)業務の具体的な内容」欄には、申請に係る業務の内容をできるだけ具体的に記入すること。また、販売業又は貸出業を営もうとする場合は、業務の実施の方法について本様式別記により明らかにした書類を添付すること。
- 3 「6 主として取り扱う動物の種類及び数」欄には、事業所で主として取り扱う動物の種類(種名)をすべて記入すること。また、飼養施設を有している場合は動物の種類ごとに最大飼養保管数を、飼養施設を有していない場合は1日当たりの最大取扱数を括弧書きで記入すること。なお、種の分類が困難な爬虫類等の動物の種類については、科名、属名等で記入すること。
- 4 「7(2) 設備の種類」欄には、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第4号に掲げる設備等を備えている場合に、備えている設備等にチェックをすることとし、ケージ等についてはその数を記入すること。
- 5 「7(3)管理の方法」欄には、ケージ等の材質、構造及び転倒防止措置を記入すること。
- 6 「9 権原の有無」欄は、所有権、賃借権等事業の実施に必要な事業所及び飼養施設に係る権原の有無についてチェックをすること。「9 飼養施設」の欄は、飼養施設を有する場合にチェックをすること。
- 7 「10 事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員」及び「11 事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員」欄には、要件を満たす具体的な内容(教育機関及び専攻コースの名称、資格名等)を記入し、必要に応じて成績証明書等を添付すること。また、該当する職員が複数名在籍する場合は別紙に記載して添付すること。
- 8 「13 備考」欄には、次に掲げる事項を記入すること。
 - (1) 申請する事業が、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - (2) 動物の愛護及び管理に関する法律又は同法に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられた経歴がある場合、又は同法に基づき動物取扱業の登録を取り消され、若しくは業務の停止を命じられたことがある場合は、その旨及び処分の日付
 - (3) 事業所に配置される職員の最低数
 - (4) 申請の際、事業所又は飼養施設が完成していない場合は、その竣工予定日
 - (5) この申請に係る事務担当者が申請者と異なる場合は、事務担当者の氏名及び電話番号
- 9 この様式による登録の申請は、動物取扱業の種別ごと、事業所ごとに行うこと。ただし、同一の事業所において複数の種別の業務を行う場合であって、これらに係る登録を同時に申請する場合は、申請書は業種ごとに別葉で作成し、共通する添付書類についてはそれぞれ1部提出すれば足りるものとする。
- 10 この申請書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

(表面)

様式第 1 別記

年 月 日

動物取扱業の実施の方法

氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住 所 〒

電 話 番 号

動物取扱業の種別 販売業 貸出業

項 目	実 施 方 法
1 販売に供する動物の 生育段階	哺乳類に属する動物について、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物を販売 その他 ()
2 販売又は貸出しをしようとする動物の状態	飼育環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わった動物を販売又は貸出し その他 ()
3 販売又は貸出しをしようとする動物の健康状態の確認の方法	2日間以上その状態(下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。)を目視によって観察し、健康上の問題があることが認められなかった動物を販売又は貸出し その他 ()
4 販売をしようとする動物の特性及び状態に関する情報の顧客への提供及び確認の方法	販売の契約に当たって、あらかじめ、裏面 に掲げる動物の特性及び状態に関する情報を、顧客に対して文書(電磁的記録を含む。)を交付して説明するとともに、当該文書を受領したことについて顧客に署名等による確認を実施(動物取扱業者を相手方とする販売の場合は、一部の情報について必要に応じて説明) その他 ()
5 動物の治療、ワクチン接種等に係る証明書の交付の方法	販売の契約に当たって、飼養・保管をしている間に疾病等の治療、ワクチンの接種等を行った動物について、獣医師が発行した疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書を顧客に交付 販売の契約に当たって、動物の仕入先から受け取った疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書がある場合に、これを顧客に交付 その他 ()
6 貸出しをしようとする動物の特性及び状態に関する情報の提供の方法	貸出しの契約に当たって、あらかじめ、裏面 に掲げる動物の特性及び状態に関する情報を提供 その他 ()
7 4 の販売に係る契約時の説明及び顧客による確認並びに6の貸出しに係る契約時の情報提供の実施状況に係る記録台帳の保管の方法	5年間保管 その他 ()
備 考	

備 考

- 1 「その他」の場合は、内容を詳細に記入すること。
- 2 この書類の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

(裏面)

- イ 品種等の名称
- ロ 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報
- ハ 平均寿命その他の飼養期間に係る情報
- ニ 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
- ホ 適切な給餌及び給水の方法
- ヘ 適切な運動及び休養の方法
- ト 主な人と動物の共通感染症その他当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
- チ 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）
- リ チに掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置（不妊若しくは去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。）
- ヌ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
- ル 性別の判定結果
- ヲ 生年月日（輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあっては、推定される生年月日及び輸入年月日等）
- ワ 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）
- カ 生産地等
- ヨ 所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）
- タ 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等
- レ 当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況（哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によっても知ることが困難であるものを除く。）
- ソ イからレまでに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

- イ 品種等の名称
- ロ 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
- ハ 適切な給餌及び給水の方法
- ニ 適切な運動及び休養の方法
- ホ 主な人と動物の共通感染症その他当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
- ヘ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
- ト 性別の判定結果
- チ 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）
- リ 当該動物のワクチンの接種状況
- ヌ イからリまでに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

第 号

動物取扱業登録証

氏 名
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
住 所

動物の愛護及び管理に関する法律第10条第1項に基づき、上記の者を動物取扱業者として登録する。

都道府県知事 印
市 長

登録の年月日 年 月 日
登録の更新の年月日 年 月 日
有効期間の末日 年 月 日

- 1 事業所の名称
- 2 事業所の所在地
- 3 登録に係る動物取扱業の種別
- 4 動物取扱責任者の氏名
- 5 備 考

備 考 この登録証の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第3（第2条第7項関係）

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長

申請者 氏 名
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
住 所 〒
電話番号

動物取扱業登録証再交付申請書

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第6項の規定に基づき、下記のとおり動物取扱業登録証の再交付を申請します。

記

1 事業所の名称	
2 事業所の所在地	電話番号
3 登録年月日	年 月 日
4 登録番号	
5 動物取扱業の種別	販売 保管 貸出し 訓練 展示
6 再交付を申請する理由	登録証の亡失 登録証の滅失 動物の愛護及び管理に関する法律第14条第2項の届出による記載事項の変更（届出日 年 月 日）
7 備考	

備考

- 1 動物の愛護及び管理に関する法律第14条第2項の変更の届出による記載事項の変更に該当する場合は、「6 再交付を申請する理由」欄に当該届出日を記入すること。
- 2 この申請に係る事務担当者が申請者と異なる場合は、「7 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- 3 この申請書の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

都道府県知事 殿
市 長

申請者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒
電話番号

動物取扱業登録更新申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第13条第2項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり動物取扱業の登録の更新の申請をします。

記

1 事業所の名称				
2 事業所の所在地		電話番号		
3 動物取扱責任者		(1)氏名		
		(2)要件	実務経験(年、経験場所:) 教育(教育機関等:) 資格(団体等:)	
4 動物取扱業の種別		販売 / 保管 / 貸出し / 訓練 / 展示 (飼養施設の有無: 有 無)		
5 業務内容及び実施の方法	(1)業務の具体的内容			
	(2)実施の方法	別記のとおり(販売及び貸出しの場合に限る。)		
6 主として取り扱う動物の種類及び数	(1)哺乳類			
	(2)鳥類			
	(3)爬虫類			
7 飼養施設(施設を有する場合)	(1)所在地			
	(2)構造及び材質	建築構造	木造 / 木造モルタル造 / 鉄骨鉄筋コンクリート造 / 鉄筋コンクリート造 / コンクリートブロック造 その他()	
		延床面積	m ²	
		敷地面積	m ²	
	設備の種類	床面		
		壁面		
	設備の種類	ケージ等(個) 照明設備 / 給水設備 / 排水設備 / 洗浄設備 / 消毒設備 / 廃棄物の集積設備 / 動物の死体の一時保管場所 / 餌の保管設備 / 清掃設備 / 空調設備 / 遮光等の設備 / 訓練場		
(3)管理の方法				
8 営業の開始年月日		年 月 日 (これまでの営業年数: 年)		

9 権原の有無	事業所	有	無
	飼養施設	有	無
10 事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員（事業所の外で業務を行う場合）	(1)氏名		
	(2)要件	実務経験（ 年、経験場所： ） 教 育（教育機関等： ） 資 格（団体等： ）	
11 事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員	(1)氏名		
	(2)要件	実務経験（ 年、経験場所： ） 教 育（教育機関等： ） 資 格（団体等： ）	
12 添付書類	登記事項証明書 / 申請者が法第12条第1項第1号から第5号までに該当しないことを示す書類 / 動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第5号までに該当しないことを示す書類 / 業務の実施の方法 / 飼養施設の平面図 / 飼養施設の付近の見取図 / 役員の氏名及び住所 / その他（ ）		
13 登録番号及び登録年月日	年 月 日		
14 備考			

備考

- 1 「3(2)要件」欄には、要件を満たす具体的な内容（教育機関及び専攻コースの名称、資格名等）を記入すること。
- 2 「5(1)業務の具体的な内容」欄には、申請に係る業務の内容をできるだけ具体的に記入すること。また、販売業又は貸出業を営もうとする場合は、業務の実施の方法について様式第1別記により明らかにした書類を添付すること。
- 3 「6 主として取り扱う動物の種類及び数」欄には、事業所で主として取り扱う動物の種類（種名）をすべて記入すること。また、飼養施設を有している場合は動物の種類ごとに最大飼養保管数を、飼養施設を有していない場合は1日当たりの最大取扱数を括弧書きで記入すること。なお、種の分類が困難な爬虫類等の動物の種類については、科名、属名等で記入すること。
- 4 「7(2) 設備の種類」欄には、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第2項第4号に掲げる設備等を備えている場合に、備えている設備等の該当欄にチェックをすることとし、ケージ等についてはその数を記入すること。
- 5 「7(3)管理の方法」欄には、ケージ等の材質、構造及び転倒防止措置を記入すること。
- 6 「9 権原の有無」欄は、所有権、賃借権等事業の実施に必要な事業所及び飼養施設に係る権原の有無についてチェックをすること。「9 飼養施設」の欄は、飼養施設を有する場合にチェックをすること。
- 7 「10 事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員」及び「11 事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員」欄には、要件を満たす具体的な内容（教育機関及び専攻コースの名称、資格名等）を記入し、必要に応じて成績証明書等を添付すること。また、該当する職員が複数名在籍する場合は別紙に記載して添付すること。
- 8 「12 添付書類」欄には、添付する書類にチェックをすること。なお、新規登録申請時から変更がないもの及び動物の愛護及び管理に関する法律第14条第1項及び第2項に基づく変更の届出を既に行っている事項に係る添付書類については、省略することができる。
- 9 「14 備考」欄には、次に掲げる事項を記入すること。
 - (1) 申請する事業が、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - (2) 動物の愛護及び管理に関する法律又は同法に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられた経歴がある場合、又は同法に基づき動物取扱業の登録を取り消され、若しくは業務の停止を命じられたことがある場合は、その旨及び処分の日付
 - (3) 事業所に配置される職員の最低数
 - (4) この申請に係る事務担当者が申請者と異なる場合は、事務担当者の氏名及び電話番号
- 10 この様式による登録の申請は、動物取扱業の種別ごと、事業所ごとに行うこと。ただし、同一の事業所において複数の種別の業務を行う場合であって、これらに係る登録を同時に申請する場合は、申請書は業種ごとに別葉で作成し、共通する添付書類についてはそれぞれ1部提出すれば足りるものとする。
- 11 この申請書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

様式第5（第5条第1項関係）

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長

届出者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒
電話番号

業務内容・実施方法変更届出書

動物取扱業の業務の内容及び実施の方法を変更するので、動物の愛護及び管理に関する法律第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1	事業所の名称	
2	事業所の所在地	
3	登録年月日	年 月 日
4	登録番号	
5	動物取扱業の種別	販売 保管 貸出し 訓練 展示
6	変更内容	(1)変更前
		(2)変更後
7	変更予定年月日	年 月 日
8	変更理由	
9	備考	

備考

- 1 業務の実施方法を変更する場合は、様式第1別記により業務の実施の方法を明らかにした書類を添付すること。
- 2 この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「9 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- 3 この届出書の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

都道府県知事 殿
市 長

届出者 氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒
電話番号

飼 養 施 設 設 置 届 出 書

飼養施設を設置するので、動物の愛護及び管理に関する法律第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1	事業所の名称		
2	事業所の所在地		
3	登録年月日	年 月 日	
4	登録番号		
5	(1)所在地		
	(2)建築構造及び規模	建築構造	木造 / 木造モルタル造 / 鉄骨鉄筋コンクリート造 / 鉄筋コンクリート造 / コンクリートブロック造 その他()
		延床面積	m ²
		敷地面積	m ²
	材質	床面	
		壁面	
	設備の種類	ケージ等 (個) 照明設備 / 給水設備 / 排水設備 / 洗浄設備 / 消毒設備 / 廃棄物の集積設備 / 動物の死体の一時保管場所 / 餌の保管設備 / 清掃設備 / 空調設備 / 遮光等の設備 / 訓練場	
(3)管理の方法			
6	権原の有無	有 無	
7	飼養保管開始年月日	年 月 日	
8	添付書類等	飼養施設の平面図 / 飼養施設の付近の見取図 その他()	
9	備考		

備考

- 「5(2) 設備の種類」欄には、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第2項第4号に掲げる設備等を備えている場合に、備えている設備等にチェックをすることとし、ケージ等についてはその数を記入すること。
- 「6 権原の有無」欄には、所有権、賃借権等事業の実施に必要な設置しようとする飼養施設に係る権原の有無についてチェックをすること。
- この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「9 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- この届出書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

都道府県知事 殿
市 長

届出者 氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒
電話番号

動物取扱業変更届出書

氏名・名称・住所・代表者氏名
事業所の名称・所在地
動物取扱責任者の氏名
主として取り扱う動物の種類及び数
飼養施設の所在地・構造及び規模
役員の氏名・住所
事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員

を変更したので、

動物の愛護及び管理に関する法律第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 登録年月日	年 月 日
2 登録番号	
3 動物取扱業の種別	販売 保管 貸出し 訓練 展示
4 変更内容	(1)変更前
	(2)変更後
5 変更年月日	年 月 日
6 変更理由	
7 添付書類	登記事項証明書 / 役員が法第12条第1項第1号から第5号までに該当しないことを示す書類 / 動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第5号までに該当しないことを示す書類 / 飼養施設の平面図 / 飼養施設の付近の見取図 / その他 ()
8 備考	

備考

- この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「8 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- この届出書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

都道府県知事 殿
市 長

届出者 氏 名
住 所 〒
電話番号

廃 業 等 届 出 書

（動物取扱業者が死亡
法人が合併により消滅
法人が破産手続開始の決定により解散
法人が上記以外の理由により解散
動物取扱業を廃止

）したので、動物の愛護及び管理に関する法律第16条

第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業所の名称	
2 事業所の所在地	
3 登録年月日	年 月 日
4 登録番号	
5 動物取扱業者の氏名又は名称	
6 廃業等年月日	年 月 日
7 備 考	

備 考

- 1 この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「7 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- 2 有効期間内にある登録に係る登録証を有している場合は、当該登録証を添付すること。
- 3 この届出書の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

動物取扱業者標識	
氏名又は名称	
事業所の名称	
事業所の所在地	
動物取扱業の種別	
登録番号	
登録年月日	年 月 日
有効期間の末日	年 月 日
動物取扱責任者	

様式第10 (第7条ただし書関係)

動物取扱業者識別章	
氏名又は名称	
事業所の名称	
事業所の所在地	
動物取扱業の種別	
登録番号	
登録年月日	年 月 日
有効期間の末日	年 月 日

備考 この識別章の大きさは、日本工業規格A7以上とすること。

様式第11（第8条第7号関係）

販売時における説明及び確認（貸出時における情報提供）実施状況記録台帳

動物取扱業の種別 販売 貸出し

年月日	取引の相手方	取引内容	販 売		貸出し	説明等実施者
			説 明	確 認	情報提供	
	(氏名) (住所) (登録番号)	(種類) (数)	済・否	済・否	済・否	

備 考

- 1 「取引の相手方」欄には、相手方が動物取扱業者である場合に登録番号を記入すること。
- 2 「説明」、「確認」及び「情報提供」欄については、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第8条第4号に基づく説明及び確認又は同条第6号に基づく情報提供を実施した場合に「済」を で囲むこと。また、これらを実施しなかった場合には「否」を で囲むこと。

(表面)

この証明書を携帯する者は、動物の愛護及び管理に関する法律第二十四条第一項に規定する立入検査を行う職員である。

第 号

身 分 証 明 書

所 属
職 名
氏 名

年 月 日発行

都道府県知事(市長)

印

備考 この用紙は、日本工業規格A6とし、厚紙を用い、中央の点線から二つ折りするものとする。

動物の愛護及び管理に関する法律抜すい

(動物取扱業の登録)

第十条 動物(哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く。以下この節及び次節において同じ。)の取扱業(動物の販売(その取次ぎ又は代理を含む。次項において同じ。)、保管、貸出し、訓練、展示(動物との触れ合いの機会の提供を含む。次項において同じ。))その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。以下「動物取扱業」という。(を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市)以下「指定都市」という。)にあつては、その長とする。以下この節、第二十五条第一項及び第二項並びに第四節において同じ。)の登録を受けなければならない。

2 (省略)

(報告及び検査)

第二十四条 都道府県知事は、第十条から第十九条まで及び前三条の規定の施行に必要な限度において、動物取扱業者に対し、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物取扱業者の事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 (省略)

二 第二十四条第一項又は第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

都道府県知事 殿
市 長

通知者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒
電話番号

特定動物管轄区域外飼養・保管通知書

貴管轄区域内において一時的に特定動物の飼養又は保管をするので、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第13条第10号の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

1 許 可 内 容	(1)許可の有効期間	年 月 日 から	年 月 日 まで
	(2)許可を受けた特定動物の種類		
	(3)許可を受けた都道府縣市		
	(4)許可番号		
2 理 由	移動 業としての展示 その他()		
3 飼養又は保管の期間	年 月 日 時から	年 月 日 時まで	
4 飼養又は保管の場所			
5 主 な 取 扱 者	(1)氏 名		
	(2)住 所		(3)電話番号
6 逸 走 防 止 措 置			
7 備 考			

備 考

- この通知は、飼養又は保管に係る場所を管轄する都道府県知事（政令市にあってはその長。以下同じ。）に、飼養又は保管を開始する3日前（土曜、日曜、祝日及び年末年始の日数は算入しない。）までに行うこと。
- 「4 飼養又は保管の場所」欄には、飼養又は保管の許可を受けた都道府県知事の管轄する区域以外の飼養又は保管をする場所を記入すること。また、移動経路を示す地図等を添付すること。
- 「6 逸走防止措置」欄には、この通知に係る飼養又は保管における逸走防止のための措置の内容を具体的に記入すること。
- この通知に係る事務担当者が通知者と異なる場合は、「7 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- この通知書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

都道府県知事 殿
市 長

申請者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒
電話番号

特 定 動 物 飼 養 ・ 保 管 許 可 申 請 書

動物の愛護及び管理に関する法律第26条第2項の規定に基づき、下記のとおり許可の申請を
します。

記

1 特定動物の 種類及び数	(1)種類			
	(2)数			
	(3)実際に飼養又は保管 をしようとする数			
2 飼養又は保 管の目的	愛がん 販売 展示 試験研究等 その他()			
3 特定飼養施 設の所在地				
4 特定飼養施 設の構造及び 規模	(1)構造	おり型施設等 擁壁式施設等 移動用施設 水槽型施設等 その他()		
	材 質			
5 飼養又は保 管の方法	(1)特定飼養施 設の点検方法			
	(2)飼養又は保 管が困難とな った場合の対 処方法			
	(3)運搬時の逸 走防止措置			
6 (1)現在の 飼養又は 保管の状 況 その他 (2)主な取 扱者	飼養又は保管 をしている数	動物の愛護及び管理に 関する法律施行規則第 20条第3号に規定する 措置内容		
	取扱者	申請者本人 申請者以外 (申請者以外の場合は ~ を記入)		
	氏名			
	住所		電話番号	
7 役員の氏名 及び住所				
8 添付書類等	特定飼養施設の構造及び規模を示す図面 / 特定飼養施設の写真 / 特定飼 養施設の付近の見取図 / 申請者が動物の愛護及び管理に関する法律第27条第 1項第2号イからハまでに該当しないことを説明する書類 / 獣医師又は行政 機関が発行したマイクロチップの識別番号に係る証明書 / 脚環の識別番号に 係る証明書 / 脚環の装着状況を撮影した写真 / その他()			
9 飼養保管開 始予定年月日	年 月 日			
10 現に受けて いる許可	(1)番号		(2)許可年月日	年 月 日
	(3)有効期間の末日	年 月 日		
11 備 考				

備考

- 1 「1(2)数」欄には、飼養施設において飼養又は保管をする特定動物の最大数を記入すること。
「1(3)実際に飼養又は保管をしようとする数」欄には、当面実際に飼養又は保管をしようとする特定動物の数を記入すること。
- 2 「6(1)現在の飼養又は保管の状況」欄は、申請に係る特定動物を申請時に現に飼養又は保管をしている場合に記入すること。この欄に記入できない場合には、別紙に記載して添付すること。
- 3 「7 役員の氏名及び住所」欄には、申請者が法人の場合に記入すること。この欄に記入できない場合には、別紙に記載して添付すること。
- 4 申請に係る特定動物に入れ墨等により識別措置を実施する場合は、「8 添付書類等」欄において「その他」にチェックし、括弧内に入れ墨等による識別措置を実施する旨を記入した上で、その実施方法について記入した書類を添付すること。
- 5 「10 現に受けている許可」欄には、飼養又は保管の許可を受けて特定動物を飼養又は保管している場合であって、当該許可の有効期間内に同一特定飼養施設における同一特定動物に係る許可の申請をする場合に記入すること。
- 6 この申請に係る事務担当者が申請者と異なる場合は、「11 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- 7 この申請書の用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

第 号

特定動物飼養・保管許可証

氏 名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
住 所

特定動物の飼養又は保管について、動物の愛護及び管理に関する法律第26条第 1 項の規定に基づき、
下記のとおり許可する。

都道府県知事
市 長 印

許可の年月日 年 月 日

有効期間の末日 年 月 日

- 1 特定動物の種類
- 2 特定動物の数
- 3 飼養又は保管の目的
- 4 特定飼養施設の所在地
- 5 主な取扱者
- 6 条 件

備 考 この許可証の用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長

申請者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒
電話番号

特定動物飼養・保管許可証再交付申請書

特定動物飼養・保管許可証の再交付を受けたいので、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第15条第 6 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 許 可 年 月 日	
2 許 可 番 号	
3 特 定 動 物 の 種 類	
4 再交付を申請する理由	許可証の亡失 許可証の滅失 動物の愛護及び管理に関する法律第28条第 3 項の届出による 記載事項の変更 (届出日 年 月 日)
5 備 考	

備 考

- 1 「 4 再交付を申請する理由」欄においては、該当する理由をチェックすること。
- 2 この申請に係る事務担当者が申請者と異なる場合は、「 5 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- 3 この申請書の用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

都道府県知事 殿
市 長

届出者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒
電話番号

特定動物飼養・保管廃止届出書

特定動物の飼養又は保管をやめたので、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 許可内容	(1)許可年月日	年 月 日
	(2)許可番号	
	(3)特定動物の種類	
	(4)特定飼養施設の所在地	
2 廃止の理由	譲渡し 引渡し 死亡 殺処分 その他()	
3 備考		

備考

- 有効期間内の許可に係る許可証を有している場合は、廃止した特定動物飼養・保管に係る許可証を添付すること。
- この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「3 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- この届出書の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

都道府県知事 殿
市 長

申請者 氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒
電話番号

特定動物飼養・保管変更許可申請書

（特定動物の数
特定飼養施設の所在地
特定飼養施設の構造及び規模
特定動物の飼養又は保管の方法）

を変更したいので、動物の愛護及び管理に関する法律

第28条第1項の規定に基づき、下記のとおり許可の申請をします。

記

1 許可年月日	年 月 日
2 許可番号	
3 特定動物の種類	
4 変更内容	(1)変更前
	(2)変更後
5 添付図面等	特定飼養施設の構造及び規模を示す図面 / 特定飼養施設の写真 / 特定飼養施設付近の見取図 / その他 ()
6 備考	

備考

- この申請に係る事務担当者が申請者と異なる場合は、「6 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- この申請書及び添付図面等の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長

届出者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒
電話番号

特定動物飼養・保管許可変更届出書

(氏名・名称・住所・代表者氏名)
飼養・保管の目的
役員 の 氏名・住所
特定動物の主な取扱者) を変更したので、動物の愛護及び管理に関する法律

第28条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 許 可 年 月 日	年 月 日
2 許 可 番 号	
3 変 更 内 容	(1)変更前
	(2)変更後
4 変 更 年 月 日	年 月 日
5 変 更 理 由	
6 備 考	

備 考

- 1 「 3 変更内容 」欄に記入できない場合は、別紙に記載して添付すること。
- 2 役員 の 氏名・住所に変更があった場合は、変更後の役員が法第27条第 1 項第 2 号のイ又はロに該当しないことを説明する書類を添付すること。
- 3 特定動物の主な取扱者を変更する場合は、「 3 (2)変更後 」欄に主な取扱者の氏名、住所及び電話番号を併せて記入すること。
- 4 この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合には、「 6 備考 」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- 5 この届出書及び添付書類の用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

都道府県知事 殿
市 長

届出者 氏 名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住 所
電話番号

特定動物識別措置実施届出書

下記のとおり識別措置を実施しましたので、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第20条第3号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 許可内容	(1)許可番号			
	(2)特定動物の種類			
	(3)飼養又は保管をする数			
2 飼養又は保管の開始等	(1)飼養又は保管を開始した日 (个体識別措置実施可能日)	年 月 日		
	(2)飼養又は保管を開始した数		(3)従前より飼養又は保管をしている特定動物の数	
3 識別措置の実施	(1)識別措置の対象	特定動物 特定飼養施設 その他()		
	(2)識別措置の種類	マイクロチップ / 脚環 / 入れ墨、翼帯等 / 特定飼養施設への標識の掲出 / その他()		
	(3)特定動物に対して識別措置を実施しなかった理由及びその数	理由	特定動物が告示で定める月齢・大きさ等に達していないため マイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しないため 逸走等をした場合にあっては所有者の確認が容易であるとして都道府県知事が定める場合であるため 専ら食用としての飼養又は保管である等目的を達することに支障があると都道府県知事が認める場合であるため その他()	
		数		
	(4)飼養又は保管をする特定動物に係る情報 (必要に応じて別紙に記入すること。)	性別	雄	雌 不明 その他
外見上の特徴				
識別番号				
4 添付書類等	マイクロチップの埋込みに関する獣医師又は行政機関の発行した証明書 マイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しないことを証明する獣医師の診断書 マイクロチップの埋込みに関する学校教育法に規定する教授等の書類 標識の掲出状況が分かるように撮影した写真			
5 備考				

備考

- 1 「飼養又は保管をする特定動物に係る情報」欄には、飼養又は保管をする特定動物の識別情報（性別、外見上の特徴及びマイクロチップ又は脚環等の識別番号）を記入すること。特定動物の数が多い場合は別紙に記載し添付すること。
- 2 添付書類等
 - (1) マイクロチップによる識別措置が実施されている場合は、獣医師が発行したマイクロチップの埋込みをした事実及びマイクロチップの識別番号に係る証明書又は獣医師若しくは行政機関が発行したマイクロチップの識別番号に係る証明書を添付すること。
 - (2) 老齢若しくは疾病等によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない特定動物である場合は、その事実を証する獣医師の証明書を添付すること。
 - (3) 特定飼養施設に標識を掲出することにより識別措置を実施した場合は、当該施設における標識の掲出状況が分かるように撮影した写真を添付すること。
- 3 この届出書及び添付書類の用紙の大きさは、函面等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A 4 とすること。

（ 表 面 ）

この証明書を携帯する者は、動物の愛護及び管理に関する法律第三十三条第一項に規定する立入検査を行う職員である。

第 号

身 分 証 明 書

所 属
職 名
氏 名

年 月 日発行

都道府県知事（市長）

印

備考 この用紙は、日本工業規格A6とし、厚紙を用い、中央の点線から二つ折りするものとする。

動物の愛護及び管理に関する法律抜すい

(特定動物の飼養又は保管の許可)

第二十六条 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物(以下「特定動物」という。)(の飼養又は保管を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設(以下この節において「特定飼養施設」という。)(の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、診療施設(獣医療法(平成四年法律第四十六号) 第二条第二項に規定する診療施設をいう。)(において獣医師が診療のために特定動物を飼養又は保管する場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。

2 (省略)

(報告及び検査)

第二十四条 (省略)

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告及び検査)

第三十三条 都道府県知事は、第二十六条から第二十九条まで及び前二条の規定の施行に必要な限度において、特定動物飼養者に対し、特定飼養施設の状態、特定動物の飼養又は保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定動物飼養者の特定飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 (省略)

二 第二十四条第一項又は第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者